

難聴者の補聴器購入に対する国の支援に関する意見書

現在、国の補聴器購入への助成制度は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、障害者手帳をもつ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者を対象としている。WHOが使用を推奨している41デシベル以上の中等度以下の難聴者の補聴器購入には助成制度がなく、高額な補聴器を購入できず生活に支障を来す難聴者がふえている。

難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっており、最近では、うつや認知症の危険因子になることも指摘されている。

日本の難聴者率は、欧米諸国に比べて大差はないが、日本での補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、補聴器の普及が遅れている。欧米諸国では補聴器の普及のための公的な支援がある。補聴器の普及は、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものとする。

よって、国においては、所得制限などの一定の条件のもと、中等度以下の難聴者への補聴器普及のために支援するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
厚生労働大臣 加藤勝信様
衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山東昭子様